

## 7 環境行政のあゆみ（年表）

年	事 項	備 考
大正10年	3月)マリモが天然記念物に指定【阿寒町】	
大正11年	4月)尺別村から音別村に村名改称【音別町】、8月)市制施行	
昭和 4年	3月)汚物掃除法が釧路市に適用される	
昭和 9年	4月)阿寒国立公園指定【阿寒町】	
昭和10年	8月)釧路湿原のうち2,700haが「釧路丹頂鶴繁殖地」として国の天然記念物に指定	
昭和12年	12月)春採湖全体が「春採湖の緋鮒生息地」として国の天然記念物に指定	
昭和23年	し尿処理手数料条例制定	
昭和24年	10月)旧鳥取町と合併	
昭和27年	3月)「阿寒湖のマリモ」が国の特別天然記念物に指定される【阿寒町】、国の天然記念物「釧路丹頂鶴繁殖地」(2,700ha)が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)に変更され、国の特別天然記念物に指定される	
昭和29年	釧路市ふん尿取締条例施行	
昭和30年	4月)釧路市清掃条例制定	
昭和32年	1月)阿寒村に町制が施行される【阿寒町】	
昭和34年	1月)音別村に町制が施行される【音別町】	
昭和39年	4月)阿寒町塵芥焼却炉条例制定（阿寒湖温泉地区、雄別地区の2基稼動）【阿寒町】	
昭和42年	6月)「タンチョウ」が地域を定めない国の特別天然記念物に指定される、7月)国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)が「釧路湿原」(5,012ha)に変更され、天然記念物に指定される	
昭和44年	5月)釧路市公害対策審議会設置	
昭和46年	4月)阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定【阿寒町】、釧路市公害防止条例制定	
昭和47年	3月)釧路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	
昭和48年	12月)本州製紙(株)と公害防止協定締結	
昭和49年	音別町ごみの処理及び清掃に関する条例制定【音別町】、7月)十條製紙(株)と公害防止協定締結	
昭和50年	7月)太平洋炭礦(株)と公害防止協定締結	
昭和51年	3月)釧路地域公害防止推進計画策定	釧路市、白糠町、釧路町
昭和54年	3月)釧路湿原(5,012ha)が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち3,833haが特別保護地区に指定される	
昭和55年	釧路湿原(5,012ha)が日本で最初のラムサール条約湿地に登録される	
昭和60年	5月)春採湖審議会が発足	
昭和62年	7月)釧路湿原が国立公園に指定される	
昭和63年	10月)本州製紙(株)と公害防止協定締結	本州製紙(株)との公害防止協定失効
平成元年	4月)「国設クッチャロ太鳥獣保護区」(5,012ha)が「国設釧路湿原鳥獣保護区」(10,940ha、うち特別保護地区6,490ha)に変更7月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,726haに拡大	
平成 2年	12月)釧路湿原国立公園の特別地域のうち9,714haが動力船等利用規制区域として指定	
平成 4年	2月)春採湖環境保全対策協議会が発足し、春採湖環境保全計画を策定	
平成 5年	6月)ラムサール条約第5回締約国会議が釧路市で開催	4月)十條製紙(株)と山陽国

	12月)日本製紙(株)との公害防止協定改正	策パルプ(株)が合併し、日本製紙(株)に名称変更
平成6年	9月)釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例制定 11月) 釧路湿原などとオーストラリアクーラガング湿地とその周辺湿地が姉妹湿地の提携	
平成7年	1月)釧路国際ウェットランドセンター設立、7月)釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置(委員に公募委員5名参入)	
平成8年	7月)(株)本州コーポレーションとの公害防止協定を本州製紙(株)が承継、8月)国際湿原保全釧路会議が釧路市で開催、10月)王子製紙(株)と公害防止協定締結	本州製紙(株)と新王子製紙(株)が合併し、王子製紙(株)に名称変更
平成10年	12月)釧路市環境基本条例制定	
平成11年	1月) 釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,863haに拡大、4月)釧路市環境審議会設置	
平成12年	1月)釧路市環境基本審議会委員に市民公募導入、9月)釧路市みんなできれいな街にする条例制定、10月)道設「春採湖鳥獣保護区」設定	
平成13年	3月)釧路市環境基本計画策定、11月)釧路市環境マネジメントシステム運用開始	
平成14年	1月)釧路コールマインと公害防止協定締結、3月)釧路市役所がISO14001取得 8月)広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体である釧路広域連合設立	太平洋炭礦(株)との公害防止協定失効 釧路市、音別町、白糠町、阿寒町、釧路町、鶴居村
平成15年	11月)自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」設立	
平成16年	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画策定 11月) 釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を更新	クーラガング湿地とその周辺湿地はハンター河口湿地に名称変更
平成17年	3月)釧路市自動車放置防止条例制定、釧路湿原自然再生協議会が「釧路湿原自然再生全体構想」を策定、4月)家庭ごみの有料化実施	
	10月)釧路市、阿寒町、音別町が合併。(新)釧路市制施行。 11月)阿寒湖がラムサール条約に登録される	
平成18年	4月)釧路広域連合清掃工場が供用開始、6月)春採湖ウチダザリガニ生息状況調査開始、8月)生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成19年	3月)ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム終了、釧路市景観条例制定、4月)市独自の環境マネジメントシステム「釧路市エコオフィス活動」運用開始、道道釧路空港線周辺地域を「景観形成推進地区」に指定	ISO14001認証登録は平成19年6月30日付辞退
平成20年	4月)プラスチック製容器包装の資源化(中間処理)を開始、6月)「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題についてー環境配慮行動のあり方(指針)ー」策定、7月)釧路地域レジ袋削減推進連絡会発足、10月)釧路市が景観法に基づく景観行政団体となる	
平成21年	4月)釧路広域連合に弟子屈町が加入、11月)釧路市景観計画策定	
平成22年	2月)釧路市地域エネルギービジョン策定、5月)パッカー車でのBDF(廃食用油)本格運行実施	
平成23年	3月)釧路市環境基本計画改訂、釧路市地球温暖化対策地域推進計画策定、9月)釧路湿原国立公園の指定区域が28,788haに拡大	
平成24年	10月)王子製紙(株)との公害防止協定を王子マテリア(株)が承継	王子板紙(株)が王子製紙(株)を承継し、王子マテリア(株)に名称変更
平成25年	3月) 釧路市地球温暖化防止実行計画改訂、7月)し尿等下水道受入施設(大楽毛下水終末処理場MICS施設)稼働、9月)新野処理場閉鎖、12月)使用済み小型家電リサイクルの取組み開始	釧路市エコオフィス活動は、釧路市地球温暖化防止実行計画に包含
平成26年	3月) バイオマス産業都市に選定される 11月) 微小粒子状物質(PM2.5)の測定データ公開	

平成27年	<p>1月) 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ 第8回パートナー会議開催</p> <p>6月) 環境省低炭素水素技術実証事業の実証地域として、白糠町とともに釧路市が選定</p> <p>8月) 釧路国際ウェットランドセンターが平成27年度外務大臣表彰を受賞</p> <p>11月) 釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を再更新</p>	
平成28年	<p>2月) 「つなげよう、支えよう森里川海」ミニフォーラムが釧路市で開催</p> <p>7月) 国立公園満喫プロジェクトに阿寒国立公園が選定</p>	
平成29年	<p>4月) 国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言</p> <p>7月) 釧路湿原が国立公園指定から30周年を迎える</p> <p>8月) 阿寒国立公園が「阿寒摩周国立公園」に名称変更される</p>	
平成30年	<p>3月) 釧路市地球温暖化防止実行計画改訂</p> <p>11月) 国指定釧路湿原鳥獣保護区が17,241ha(うち特別保護地区9,829ha)に拡大</p>	